

会長挨拶

〔年頭所感〕



一般社団法人 東京都調査業協会 会長 高橋 新治

あけましておめでとうございます。
会員の皆様には清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
皆様には平素から協会の事業運営にご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

平成24年12月に第2次安倍内閣が発足して以降、同内閣の代名詞である“アベノミクス”効果による景気の回復も、消費増税による駆け込み需要の反動、円安に伴う原材料の高騰と、人件費の高止まりも加わって企業の収益を圧迫し、景況は足踏み状態になったところで実施された、年末の総選挙の結果現政権が過半数を大きく超す議席を占める事となり、政府による新経済対策が期待され、本格回復が待たれるところであります。

さて、今年の私ども業界を顧みますと、相変わらず不祥事の多い年でもありました。主務官庁である警察庁・警視庁からは協会に対し度々指導徹底の依頼がありました。

8月18日には警視庁より「個人情報保護に関する事業の義務についての要請」また同月25日には警察庁より「個人情報の不正取得の禁止等法令遵守に関する指導徹底」の依頼とともにインターネット上の違法・有害情報を監視する民間団体「インターネット・ホットラインセンター」との連携による立入検査等の強化についての通達。11月17日には警視庁より「探偵業者による虚偽の説明による債権回収事件」を事例とする「法令遵守の徹底要請」。

11月26日には福岡の業者がクーリングオフの記載のない契約書で契約したとして特定商取引法違反の疑いで逮捕された事件があり、協会より緊急連絡を通達させていただきました。

都調協ではこれらの通達を踏まえ、違法業者の根絶を図り、社会の信頼を得るため、各委員会の活動を通じ次の事業を実施いたしました。

教育研修会では主催した研修会において、主務官庁の通達に基づく違法事例の解明と、法令遵守の徹底に向けての指導に注力し、違法業者の根絶に努めました。



業務適正化委員会では、苦情相談の事例を基に未加盟業者を含めた事業者、法令順守の徹底を指導すると共に、実態を解析・編集し、各支部長を通じ関係先に資料を配布させていただきました。

事業推進委員会では相談員の勉強会を定期的に実施し、適法な業務遂行に努めました。

広報企画委員会では会報およびホームページを通じて、協会の活動を伝えると共に、主務官庁の通達をはじめ、業界関連の情報を敏速に開示させていただきました。

法務委員会では各委員会と協力して、法令遵守の徹底を図ると共に、クーリングオフ条項を踏まえた新たな契約書の作成を進めており、年度内での配布を予定しています。

事業統括委員会では都調協の新たなリーフレット・パンフレットを作成すると共に、適法な収益事業の拡充に向け様々な企画の検討に入っております。

ところで、今年も恒例となりました警視庁への新年のご挨拶に参りましたが、一向に収まるところを知らない業界がらみの不祥事を踏まえ、ご担当官より、今年は厳しい指導を徹底して行くとの決意の程が伝えられました。

都調協では違法業者根絶に向け、様々な活動を積極的に実施し、業界の健全化を促すと共に社会の信頼を得られますよう、活動してまいります。

会員の皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、会員皆様方の事業の健全なご繁栄を祈念いたし、新年のご挨拶とさせていただきます。

《 目 次 》

▶ 年頭所感	1
一般社団法人東京都調査業協会／会長 高橋 新治	
▶ 三役挨拶	2
一般社団法人東京都調査業協会 副会長 菊池 秀美 / 副会長 小松井 芳夫 専務理事 菅原 和男	
▶ 寄稿文	3
警視庁生活安全全部生活安全総務課 防犯営業第三係長／大岩 嘉夫	
▶ 都調協行事報告	4
理事会 支部会 委員会 研修会 他	
▶ 実例シリーズ／第14回	12
一般社団法人東京都調査業協会 業務適正化委員会／委員長 森宗 悟	
▶ 法律教室／第12回	15
弁護士 岩尾 光平	

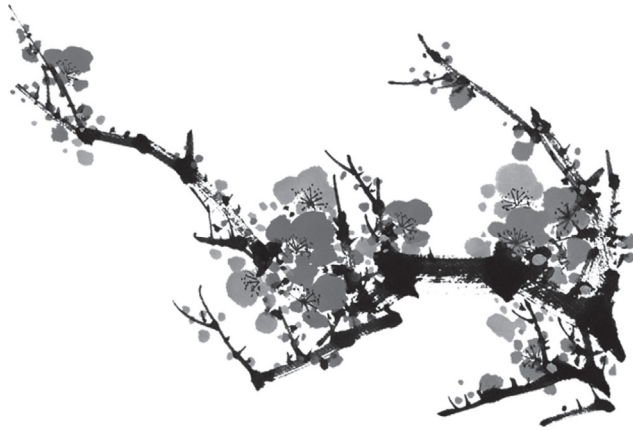
▶ 会社訪問／第14回	16
総合調査オフィス・エスケー／代表 菅原 和男	
▶ 相談事例集	18
▶ 特集	19
ストーカー幫助とならないために	
▶ 特集	20
「ハンゲキ!」(2014年10月14日放送／フジテレビ)	
▶ 都調協のあゆみ	23
▶ 協会組織図	24
▶ 倫理綱領・自主規制	25
▶ 広告欄・新入会員のご紹介	26
▶ 編集後記	28

三 役 挨 拶



副会長 菊池 秀美

年頭に当たりご挨拶をさせて頂きます。
皆様、あけましておめでとうございます。本年も協会活動に昨年同様ご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
昨年は一般社団法人日本調査業協会25周年祝賀会等の行事が開催され都調協からも大勢の会員の方々が参加し協力をして下さいました事、役員一同心より感謝致しております。
また、昨年一年を振り返りましても、探偵業者の関わった事件の記事が新聞等に掲載される事が後を断ちませんでした。せっかく会員の方々が法令遵守し業法に沿った営業に取り組んでも業界全体のイメージダウンに繋がっていると思われます。今年は一人でも多くの方に協会に加盟をして戴き業者の質の向上に向けての指導を進め、安全、安心のスローガンを推進し良好な業界を目指して今年も一歩を踏み出して行きたいと思っておりますので、会員の皆様もご協力の程宜しくお願い申し上げます。



副会長 小船井 芳夫

会員の皆様、明けましておめでとうございます。
一般社団法人になり4年が経過しようとしております。有象無象の一般社団法人が乱立していますが、当協会は約30年の長い歴史があり、教育研修を始め、苦情等の様々な諸問題にも対処しております。
会員の皆様へのお願いと致しまして、是非、依頼者様から信頼される調査会社になって下さい。一言で申し上げますと「あなたに任せる！」と、依頼者様に言って頂けることであります。
では、信頼される調査員、或いは調査会社とはどのようなことでしょうか。
簡単に申しますと、魅力のある人、自分自身を磨き上げた人、尊敬が出来て期待が持てる人のことで、その集合体が調査会社であろうと思います。
調査技術の向上には、近道はないと考えています。
世のため人のために役立つかどうか、そして、藁（わら）にも縋る

思いで駆け付けた弱者を救済できるかどうかです。

この弱者たる依頼者様の権利や主張を誰が守るのか、守る為には調査員自身が、賢くなければならないということです。

本年も会員皆様の一層のご支援、ご助言を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様の新年におけるご健康とご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

三 役 挨 拶



専務理事 菅原 和男

あけましておめでとうございます。

新しい年がスタートしました。心を新たに共に邁進してまいりましょう。

協会は昨年、連続した業界の不祥事を受け「業界の信用を取り戻す」をスローガンにかかげました。しかし「探偵業法」が施行され8年を迎えますが、いまだに協会に寄せられる苦情相談は後をたちません。

考えますに、この業界にはほんの一部ではありますが悪質業者がおりまして、手を変え品を変え別の顔が現れ根深いものがあるように思われます。金儲けに専念するあまり、不正、犯罪に走っているようです。人間は本来支え合うことで生きていき、社会に役立ちたいと考えているはずですが、そこには人間の傲慢さがあるのでしょうか。月並みな言葉ですが「利他の心」が大事です。

昨年は、東京都調査業協会、広報企画委員会がテレビ番組で、詐欺被害に関わる番組に協力させていただきましたが、これからも詐欺撲滅、特殊詐欺被害を未然に防ぐための注意喚起に向けた活動に積極的に協力していきたいと考えております。会員の皆様におかれましては地域社会と真摯に向き合い、犯罪から守る目を向けていただければと思います。

今年、太平洋戦争終戦70年の節目の年を迎えました。そして日本は奇跡の復興を果たしました。

そこには「生きていく」という強い思いがあったのでしょうか。

ところが今、日本は大きな問題を抱えています。少子高齢化、経済問題、特に周辺諸国との秩序が乱れ緊張状態が続いています。しかし先祖、先人達が伝えてきた日本人の分かち合いの文化、国を守るという強い精神をもう一度取り戻せば、今後日本が進む道は開けると考えています。



寄稿

探偵業界の健全な発展に向けて

警視庁生活安全部生活安全総務課
防犯営業第三係長 警部 大岩 嘉夫



平成27年の年頭に当たり、東京都調査業協会の皆様には、清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素から警察業務各般にわたり、ご理解とご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして御礼申し上げます。また、業界の健全化のため、会員のみならず、非会員の参加を募った教育研修会や消費者セミナーの開催等、業界全体の公益性や業者個々の資質向上に向けた取り組み、不適切な業務を行っている探偵業者に対する改善指導など、消費者の信頼と社会的信用を得るための活動を恒常的に推進していることに対しまして、改めて敬意を表する次第であります。

さて、貴協会が真摯に探偵業界の健全化のための諸活動に取り組まれる一方、昨年中は、当庁において、債権回収名目で依頼者を騙し、契約金を詐取していた探偵業者による詐欺事件を検挙したほか、他県において都内の探偵業者がストーカー行為の共犯で書類送検されるなど、探偵業者の社会的信用を大きく損なうような事案が発生しました。

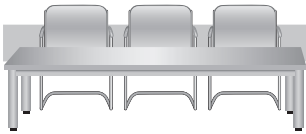
また、報道こそされておりませんが、探偵業者による業務中の非違事案も多く発生しております。

これらの現状から、探偵業界に対する社会の注目は、かつてないほどに高まっており、業界には、法令遵守の徹底と改善すべきところは速やかに改善するという前向きな業務運営が強く求められます。

法令を軽視して違法な行為を行えば、当然に罰せられることとなります。契約を履行するためだから「これくらいなら大丈夫であろう。」との安易な気持ちであっても、法令に反していれば、違法性が回避されるものではありません。業界が健全な発展をしていくためには、法令を遵守して依頼者から信頼を得ることが大前提です。

探偵業者の皆様におかれましては、探偵業法が個人の権利利益の保護を目的としている趣旨に鑑み、関係法令の遵守および従業者に対する教育を徹底し、誠実公正な営業活動を継続して行って頂きますようお願いいたします。

結びに、皆様の取り組みが業界の健全化に反映され、社会的な認知度が高まることを切に期待しつつ、貴協会の益々のご発展と、会員皆様のこの1年間のご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶に代えさせていただきます。



都調協行事報告

7 月

7 月度理事会

日時／2014. 7. 9 (水) 14:00～17:00
場所／都調協事務局 会議室
出席／理事総数 13 名、本人出席 10 名
委任状 3 名、陪席 1 名
議案／ (1) 6 月度事業報告 (入退会・収支報告等)
(2) 各委員会、支部会報告
(3) 事業統括部について
(4) 平成 26 年度日調協通常総会報告
(5) 日調協主催：教育研修会・日調協認定試験について
(6) 業務委託契約書について
(7) 都調協登記完了の報告
(8) その他

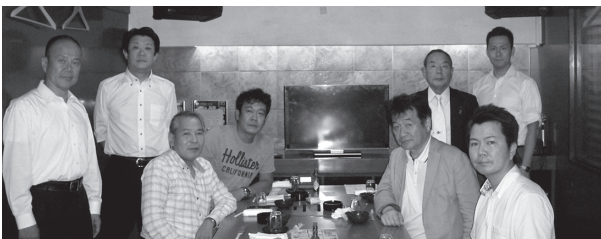
第 1 回西東京支部会

日時／2014. 7. 12 (土) 10:30～12:00
場所／『オフィスエスケー』
参加／2 社 2 名
内容／消費者センター等表敬訪問について

第 1 回城西支部会

日時／2014. 7. 23 (水)
場所／『月の雫』
参加／7 社 8 名 (うちオブザーバー 1 社 1 名)
内容／ (1) 理事会報告
(2) 支部活動について
(都調協リーフレットの活用)
(3) その他

第 1 回城東・城南合同支部会



日時／2014. 8. 9 (土)
場所／『甘太郎』北千住店
参加／7 社 9 名
内容／ (1) 理事会報告
(2) 事業統括部の進捗状況
(3) 取得情報の取り扱いについて
(4) その他

8 月

第 2 回広報企画委員会

日時／2014. 8. 20 (水) 10:00～12:30
場所／都調協事務局会議室
出席／広報企画委員 3 名
内容／「都調協だより 92 号」校正会議



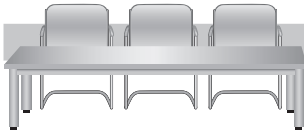
第 8 回事業統括部会議

日時／2014. 8. 20 (水) 12:30～14:00
場所／都調協事務局会議室
出席／4 社 4 名
内容／今後のスケジュール

8 月度理事会



日時／2014. 8. 20 (水) 14:00～17:00
場所／都調協事務局 会議室
出席／理事総数 13 名、本人出席 10 名
委任状 3 名
議案／ (1) 7 月度事業報告 (入退会・収支報告等)
(2) 各委員会、支部会報告
(3) 事業統括部について
(4) 日調協教育研修会報告
(5) 日調協認定試験報告
(6) 日調協：無料実地研修・無料消費者セミナーについて (9/25)
(7) 都調協教育研修会について (11/27)
(8) その他
業務委託契約書について



都調協行事報告

9月

臨時・城東支部会

日時／2014.9.2（火）19:00～20:00
場所／北千住『駅前ビル』2階
参加／3社3名
内容／消費者センター等表敬訪問について（割り振り・資料の配布など）

9月度理事会



日時／2014.9.10（水）14:00～17:00
場所／都調協事務局会議室
出席／理事総数13名、本人出席10名
委任状3名、陪席1名
議案／（1）8月度事業報告（入退会・収支報告等）
（2）各委員会、支部会報告
（3）事業統括部について
（4）警察庁・警視庁よりの個人情報に関する通達について
（5）日調協：第10回無料相談日について（9月18日）
（6）日調協：無料消費者セミナーについて（9月25日）
（7）日調協：無料実地研修について（9月25日、10月2日）
（8）都調協：第2回教育研修会について（11月27日）
（9）その他

第9回事業統括部会議

日時／2014.9.16（火）14:00～15:20
場所／都調協事務局会議室
出席／4社4名
内容／（1）スケジュールの確認
（2）パンフレット・名刺等について

平成26年度下半期新相談員勉強会

日時／2014.9.16（火）15:30～17:00
場所／都調協事務局会議室
出席／下半期相談員10社10名
内容／（1）相談員制度について
（2）相談対応について
（3）当番日の抽選
（4）その他

日調協・第10回無料相談日

日時／2014.9.18（木）13:00～16:00
場所／都調協事務局（全国各協会）
参加者／都調協より高橋会長、森宗業務適正化委員長、石井同副委員長

10月

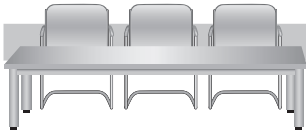
第4回都調協親睦ゴルフコンペ



日時／2014.10.7（火）7:50集合
1ラウンド・ハンデ戦
場所／『小川カントリークラブ』埼玉県比企郡
参加者／16名
成績／優勝 田島 久則 氏
準優勝 屋代 浩子 氏
準優勝 佐々木 総二 氏

10月度理事会

日時／2014.10.8（水）14:00～17:00
場所／都調協事務局会議室
出席／理事総数13名、本人出席11名
委任状2名、陪席1名
議案／（1）9月度事業報告（入退会・収支報告等）
（2）各委員会、支部会報告
（3）事業統括部について
（4）日調協：無料消費者セミナー報告
（5）日調協：無料実地研修会報告
（6）都調協：第2回教育研修会について（11月27日）
（7）その他



都調協行事報告

第10回事業統括部会議

日時／2014. 10. 14 (火) 15:00～17:00

場所／(株) TMR 会議室

出席／4社4名

内容／(1) 諸届出の報告
(2) 訪問先・担当の検討
(3) パンフレット・名刺について

11月

第3回広報企画委員会



日時／2014. 11. 12 (水) 10:00～12:00

場所／都調協事務局会議室

出席／広報企画委員4名

内容／「都調協だより93号」編集企画会議、他

第11回事業統括部会議

日時／2014. 11. 12 (水) 12:30～14:00

場所／都調協事務局会議室

出席／4社4名

内容／訪問先・訪問担当等、具体的な活動方針について



11月度理事会



日時／2014. 11. 12日 (水) 14:00～17:00

場所／都調協事務局 会議室

出席／理事総数13名、本人出席12名
委任状1名

議案／(1) 10月度事業報告(入退会・収支報告等)

(2) 各委員会、支部会報告

(3) 事業統括部について

(4) 日調協：創立25年記念式典について(11月19日)

(5) 都調協第2回教育研修会について(11月27日)

(6) その他

①緊急アンケート報告⇒日調協で集計後12月理事会で報告予定

②イタリア探偵社の来訪報告⇒11月より都調協賛助会員加盟

③契約書改定の進捗状況⇒警視庁において内容確認中(日調協)

④苦情相談用携帯電話購入⇒法人購入で準備中

⑤相談苦情処理報告書の配布と表敬訪問の状況

第2回城西支部会

日時／2014. 11. 13 (木) 18:30～20:30

場所／『坐・和民』 新宿区西新宿

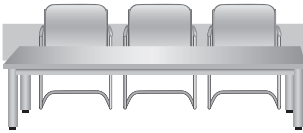
出席／7社9名(うちオブザーバー1社1名)

内容／(1) 理事会報告

(2) 支部活動について

(3) 最近の不祥事について

(4) その他



都調協行事報告

12月

第2回中央支部会

日時／2014.12.2（火）15:00～17:00

場所／都調協事務局会議室

出席／7社7名

内容／（1）理事会報告
（2）最近起こった探偵業者が関係した不祥事について
（3）消費者センター表敬訪問の報告、その他
（4）新藤支部長が辞任し当面は東野副支部長が支部長代行を務める

第12回事業統括部会議

日時／2014.12.3（水）13:30～14:40

場所／都調協事務局会議室

出席／3名

内容／（1）訪問担当者の再検討
（2）訪問先の検討
（3）その他

第2回西東京・城北合同支部会



日時／2014.12.4（木）18:00～

場所／『彩の庭』 新宿区歌舞伎町

出席／5社5名

内容／（1）理事会報告
（2）支部活動のあり方
（3）その他

第1回組織委員会

日時／2014.12.10（水）12:30～14:00

場所／都調協事務局会議室

出席／5名（委員長、副委員長、城北・西東京各支部長、城南副支部長）

内容／組織拡大・新会員獲得の方策について

12月度理事会



日時／2014.12.10（水）14:00～17:00

場所／都調協事務局会議室

出席／理事総数13名、本人出席11名
委任状2名

議案／（1）11月度事業報告（入退会・収支報告等）
（2）各委員会、支部会報告
（3）事業統括部について
（4）日調協：創立25年記念祝賀会報告
（5）都調協：第2回教育研修会報告
（6）その他
①クーリングオフ条項について
②年末年始予定について
③平成27年新年会について

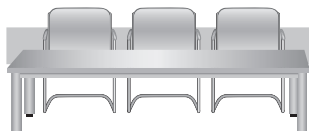
第1回業務適正化委員会

日時／2014.12.16（火）16:00～17:30

場所／都調協事務局会議室

出席／2名（委員長、副委員長）

内容／クレーム対応について



都調協行事報告

研修会

日調協主催平成26年度第1回教育研修会



溝呂木 雄浩 氏



高橋 新治 氏



国広 多美 氏

日時／2014. 7. 17（木）13:00～17:00

所管／（一社）東京都調査業協会

協力協会／千葉県調査業協会

神奈川県調査業協会

栃木県調査業協会

甲信越調査業協会

会場／（一財）日本教育会館・一ツ橋ホール9階・第五会議室

受講者／67名（都調協36名、都調協以外の日調協加盟員22名、未加盟員9名）

〔内容〕

1 時限「探偵業の現状と今後の課題」

警視庁生活安全部生活安全総務課 防犯営業第三係長 警部 大岩 嘉夫 氏

2 時限「人権問題と適正な調査」

東京都総務局人権部 和啓発担当課長 新保 毅 氏

3 時限「探偵業に役立つ法律知識」 溝呂木法律事務所 弁護士 溝呂木 雄浩 氏

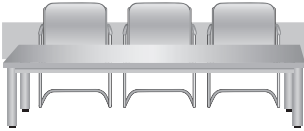
4 時限「カウンセリングから調査へ」 心理カウンセラー 国広 多美 氏

〔研修会終了後懇親会〕

日時／2014. 7. 17（木）17:15～19:30

会場／『泰南飯店』（一財）日本教育会館2階

参加／24名



都調協行事報告

試験

日調協「探偵業務取扱者」認定試験

第8回「探偵業務取扱者」認定試験

日時／2014. 7. 25 (木)

会場／日調協会議室

受験者／4名

第4回「探偵業務取扱主任者」認定試験

日時／2014. 7. 25 (木)

会場／日調協会議室

受験種／3名

研修会

日調協主催平成26年度第1回無料実地研修会

会場／日調協事務局会議室・尾行実習（屋外）

受講者／12名



日時／2014. 9. 25 (木) 10:00～14:00

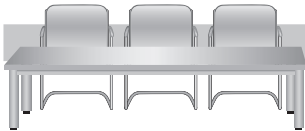
講義／尾行実習

日時／2014. 10. 2 (木)

内容／尾行実習の検証、報告書について

日時／2014. 10. 16 (木)

内容／報告書の評価・懇親会



都調協行事報告

セミナー

日調協主催第4回無料消費者セミナー

日 時／2014. 9. 25 (木) 14:30～16:40

会 場／(一財)日本教育会館・一ツ橋ホール 9 階第五会議室

参加者／54 名

内 容／「『架空取引被害救済詐欺』の実態と被害に遭わないために！」

◎ご挨拶 警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室
課長補佐 警察庁警視 武田 英雄 氏

- (1) 「平成26年上半年期における特殊詐欺の状況等について」
警視庁生活安全部生活安全総務課
防犯営業第三係長 警部 大岩 嘉夫 氏
- (2) 「都内消費生活センターにおける相談状況について」
東京都消費生活総合センター相談課 相談係長 古川 絵里子 氏
- (3) 「時代の危機から身を守る生活術」
犯罪ジャーナリスト 北芝 健 氏



研修会

都調協主催平成26年度第2回教育研修会

日 時／2014. 11. 27 (木) 13:00～17:00

協 賛／(一社)日本調査業協会

会 場／(財)日本教育会館・一ツ橋ホール 9 階・第五会議室

受講者／59 名

講義内容

1時限／「探偵業の現状と今後の課題」
警視庁生活安全部生活安全総務課
防犯営業第三係長 大岩 嘉夫 氏

2時限／「弁護士と探偵のコラボレーション（協業）」
法律事務所エムグレン
弁護士 武蔵 元 氏

3時限／「探偵目線で一步上行く会社謄本の読み解き方」
(株)東京エス・アール・シー
代表取締役 中村 勝彦 氏

研修会後懇親会

日時／2014. 11. 27 (木) 17:15～19:30

会場／『泰南飯店』 (一財)日本教育会館 2 階

参加／26 名



高橋 新治 氏



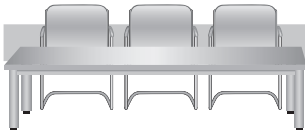
黒川 康文 氏



武蔵 元 氏



中村 勝彦 氏



都調協行事報告

祝賀会

日調協創立25周年記念祝賀会

日 時／2014. 11. 19 (水) 18:00～20:30

会 場／KKRホテル東京 11階 『孔雀の間』
千代田区大手町

参加者／104名

加盟員75名(都調協35名)

来賓29名(国会議員・警察庁関係者・
消費生活センター関係者・弁護士・日調
協役員OBなど)

国会議員／山本 拓 衆議院議員
葉梨 康弘 衆議院議員
平沢 勝栄 衆議院議員
土屋 正忠 衆議院議員(代理)



功労者表彰を受けた方々



平沢先生を囲んで



衆議院議員
山本 拓 先生



衆議院議員
平沢 勝栄 先生



衆議院議員
葉梨 康弘 先生



副会長
大藤 良治 氏



副会長
菊池 秀美 氏



会長
高橋 新治 氏



副会長
松浦 安治 氏



専務理事
小船井 芳夫 氏

実例シリーズ

第14回

探偵業法施行後の苦情の実例

業務適正化委員会

委員長 森 宗 悟

新年おめでとうございます。

平成27年の干支は羊ですが、羊にまつわることわざとして「群羊を駆りて猛虎を攻む」があります。これは「たとえ力が弱くても集合すれば強い力を発揮できる」と言う意味です。調査業界として、社会からより一層の信頼を勝ち取るためには、東京都調査業協界が業界の先導者として見本を示す必要があります。

調査業界には、多種多様の団体が存在しておりますが、当協会は消費者からの相談を親身に受け付けている唯一の団体であり、より一層会員皆様の団結が求められております。

昨年、業界内では全国的に見ますと2件の逮捕事案が発生し、報道発表もなされております。これら業者は、消費者から当協会にクレーム事案として相談を受けて処理した経緯があります。

業者として「探偵業の業務の適正化に関する法律」を厳守しなければなりません。法律を十分に理解して、厳守することこそ、業界の発展に繋がるものと確信しております。

1. 苦情分析

苦情内容（平成26年1月～12月）

一般社団法人 東京都調査業協会

苦情の種類	受理件数		処理件数		未処理件数	
	加盟員	未加盟員	加盟員	未加盟員	加盟員	未加盟員
料 金		1		1		
報告書	1		1			
各種工作		1		1		
脅 迫						
詐 欺						
解 約	1		1			
意見のみ						
その他	3	3	3	3		
計	5	5	5	5	0	0

平成26年中の苦情件数は、一昨年の16件に対し10件に減少しております。10件の内、加盟業者5件・未加盟業者5件で、当協会として加盟業者の5件と言う数字は大いに反省すべきものでした。加盟業者5件に対する内容は、調査ミスに対する消費者からのクレーム、業者が不用意に発した言葉尻をとらえての苦情で、今後の反省材料としなければなりません。

未加盟業者に対する5件の苦情は、同業者の立場から判断しても悪徳業者と言われても仕方の無

い対応でした。行方調査に於いては、契約して料金を受け取っているにも関わらず、調査したとは言い難い結果報告でした。

今後の課題は、調査員に対する技術の向上が上げられますが、未加盟業者に対する対応についても悪徳業者の一掃に向けた対応が肝要かと思われま

実例シリーズ

第14回

2. 主な相談事例

(1) 行方調査

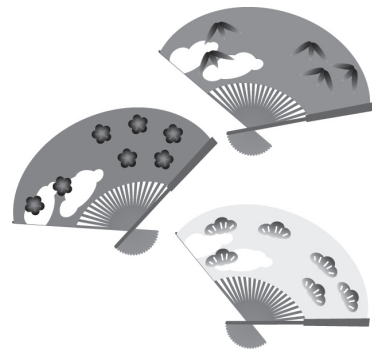
T県に居住する依頼者は、昔世話になったA氏に恩返しをするため、甲調査会社に電話し、県内に居住していると思われるA氏の行方調査について問い合わせた。

甲調査会社の電話番号はフリーダイヤルだったことから、甲調査会社の所在地が判らなく、電話で問い合わせた甲調査会社の所在地が九州のF県であることを知り、あまりにも遠すぎて調査不可能と判断したが、対応した甲調査会社のKから「当社は、全国展開している会社ですから、日本全国どこでも調査は可能です。」と言われ、調査料金16万円を支払って甲調査会社とA氏の行方調査の契約をした。

A氏に対する情報は、氏名・年齢・出身高校・大まかな前住所で、調査期間は1カ月であったが、1ヶ月過ぎても2ヶ月過ぎても甲調査会社からの回答は無く、依頼者としても相談すべき先も判らず、知り合いから教えられた地元の消費生活センターに問い合わせた結果、同センターの担当者が甲調査会社に電話で問い合わせたところ、契約日から3ヶ月以上過ぎてから「A氏発見できず」とした簡単な報告書が郵送されて来た。依頼者は、この報告では納得出来ず、当協会に問い合わせたが、業者は何を言っても耳を傾けることなく、終いには「訴訟でも何でも受けて立つ」と捨て台詞を吐く始末であった。この結果、依頼者に訴訟の説明をするも、調査料金の16万円に対する訴訟を考えると人件費等を計算すれば訴訟に至れない金額で、依頼者から「社会勉強をしたと思って諦めます。」との発言を受け、最終的には泣き寝入りとなってしまった。

しかし、世の中は何が味方するか判りません。昨年、甲調査会社は、別件の受注業務で強制捜査を受けて当事者は、これまでの悪業に対する

反省の最中と思われます。



(2) 行動調査

S県に住むB子さんは、夫が勤務先の同僚と浮気している疑問を抱き、乙調査会社と契約して調査を依頼した。

B子さんは、夫が勤務終了後に浮気していると考え、その旨を乙調査会社の担当者に伝えていた。しかし夫の勤務終了時間帯から調査を開始したが、浮気の証拠をつかむことは出来なかった。

その中で、1回だけ勤務先から出た夫が勤務先近くのレストランに同僚女性と共に入って飲食した後、二人で最寄駅まで向かう際、互いに手を繋いだり抱き合ったりした姿を撮影したが、決定的証拠には至らなかった。

そうこうしている内に、契約時間も終了して再契約となったが、再契約後も決定的証拠をつかむことが出来ず、理由はともあれ数回の失尾もあった。

実例シリーズ

第14回

B子さんから、決定的証拠も採れずに調査料金が高過ぎると言って当協会に相談がなされたため、両者の言い分を確認した結果、Bさんが強く言い出した点は、失尾に対する料金の引き下げであった。

結果的には、Bさんが主張した失尾に対する料金の引き下げに応じ、数万円の料金引き下げで決着した。

3 おわりに

一昨年同様に調査技術の向上を求める声が多く見受けられました。

年々変化する社会情勢に即した対応が求められ、当業界も厳しい社会環境の中で消費者のニーズに応えるためには各調査員の技術向上が強く求められております。会員それぞれが団結して協力することが業界の回復に繋がるものと思っております。



【法律相談】

【質問】

ある男性から娘婿（N夫）の浮気調査の依頼がありました。

自宅マンションは出入口が複数存在するため、調査員は依頼者の指示通り、依頼者情報の勤務先所在地より調査を開始しました。調査初日の朝、N夫は勤務先に現れず、夕方の退勤時においてもN夫の姿は確認されませんでした。

翌日、N夫の部署は別のビルに移転していることが判明し、同日夕方、移転先ビルでN夫の姿を確認し調査は実行されました。

調査終了後、依頼者は、「初日の調査料金は、調査員の確認ミスだから支払わない」と言い出したのです。このようなケースにおいて、初日の調査料金及び経費等の請求はできないのでしょうか。

【解説】

1) はじめに

本件のようなケースでは、探偵業法に基づく、正当な契約締結および重要事項の説明がなされている限り、原則として調査料金及び経費の請求はできると考えられます。

2) 本件で締結された契約

探偵が、依頼者と締結する「調査契約」は、民法上の「委任契約」の一種（準委任契約）です。委任契約とは、簡単に言えば、「結果が出せるように出来る限り頑張ることを内容とする」契約です。法律的には、「何を頑張るのか」を「委任の目的」といい、「出来る限り」頑張ることを、「善良な管理者の注意義務」、略して「善管注意義務」といいます。

「調査契約書」に言う「調査料金」とは、探偵が、自らの知識経験や所有する機材を活かして、調査を行うこと自体についての対価であり、成功結果への対価ではありません（ほとんどの調査契約書でそのような記載が明記されているかと思います）。

3) 本件の場合

さて、本件での、「委任の目的」は「浮気調査」です。より具体化すれば、「N夫が浮気しているか否かの事実関係を確認すること」です。勤務先が移転していることは、依頼者には知り得ても、調査員には知り得ない情報ですので、依頼者の情報を前提にして、移転前の勤務先に調査に行っていれば、「善管注意義務」にしたがって調査を行ったといえるでしょう。

もちろん、調査員が、「N夫が移転していることを把握していた」、「N夫が移転していることが

渋谷青山法律事務所
所長 岩尾 光平 弁護士

2003年 4月 東京大学法学部卒

2004年10月 弁護士登録

2008年 4月 日本弁護士連合会代
議員

2010年 5月 内閣府公益法人行政
担当室委嘱相談員



調査前に容易に知りうる状況であったのに、そのことに気づかなかった」「N夫が移転していた場合にも、調査料が必要となることをきちんと説明していなかった」などの場合は問題が生じてきますが（依頼者にきちんと説明することも、善管注意義務に含まれます）、本件ではそのような事情はありません。むしろ、調査員が調査することによって、依頼者の勤務先が移転していることを確認できたわけですので、意味のある調査をしているとすらいえます。

以上の通り、契約に基づいて、なすべきことを実施しているのですから、契約に定められた通り、初日分についても調査料と経費を受け取ることができるでしょう。

4) ステップアップ

本件のケースでは「調査員の確認ミス」という依頼者の認識が誤っているわけですが、これは「何がミス」になるのかを正確に把握できていないことによると考えられます。事前に紛争を回避するためには、契約前の説明を充実させるほかありません。例えば、調査自体は依頼者から聞き取りした事実関係を基に始めること、それが誤っていてもこちらは対処しようがないこと、誤情報を正しい情報にすることも調査の範囲に含まれること、などを説明したうえ、そのためにかかった費用等は、もちろん依頼者負担になることを説明しておくとういでしょう。このような説明をすることで、依頼者側も、提供した情報があいまいな情報であるのか否かを注意するようになり、反対に、自身ではっきりさせられる情報については進んで調査してくれることが期待できます。



第14回

会社訪問

『都調協だより』に会社訪問の連載を始めて14回目となりました。
今回の訪問先は、「総合調査オフィス・エスケー」さんです。

会社概要

総合調査オフィス・エスケー
住 所：東京都福生市福生875-3
TEL 03-3986-8878
代表者：菅原 和男
設 立：2000年10月
東京都公安委員会：30140211



探偵を始めたきっかけ

TV再現ドラマで被調査人として出演をし、撮影の合間、監修役の探偵社の方と話しているうちに「自分でやって見よう」とその気になってしまい、とりあえず妻名義で調査会社を起ち上げました。その後「勤続30年も超えたしこのあたりで、も一いいだろう」と会社を辞めて正真正銘、独立しました。当時、サラリーマンをやりながら劇団に所属していて、そんな関係でTV・短編映画にはいろいろと出させて貰いました（もちろん会社には申告）それと某重工業で13年間程 防衛関連の原価監査の仕事をしました。“調査し、事実確認する”ことが性に合っていたのかも知れません。昔の同僚から「君の天職だよ」と言われ、少しだけ納得しています。

長く続けるコツは？

コツはありません。仕事でもなんでもそうで

すが、好きになることですね。しかし好きな仕事でも必ず、嫌なとき、辛い時があります。その時は「次は良い事が来る」と思うようにしています。

ご趣味は？

格闘技が大好きで、愛知県に住んでいた時、友人と小学生に空手を教えていました。友人・知人に格闘技経験者が多いです。今は何もしていませんが、ほぼ毎晩空手の準備運動を取り入れたストレッチをしています。他に、犬の世話をすることです。大きな犬が好きで愛知県に住んでいる時は、紀州犬 ⇒ ドーベルマンを飼っていました。東京に転勤後はマンション住まいなので室内犬で我慢していますが、散歩中に公園で大型犬を連れてくる人を見ると、つい声をかけてしまいます。



第14回

会社訪問

信条とする言葉は？

“人生 ヒフティー・ヒフティー”

「何事も良くも悪くも、必ず何処かで清算される」を信条として、嫌な時も腐らず頑張ることにしています。

得意な調査は？

得意ではありませんが、建物（主にビル）の実態調査、信用調査、債務者調査、強制執行の立会い の仕事をやってきました。

強制執行は、債権者の代理人として執行に立会う仕事ですが、執行官、業者さんと執行日時の調整他、執行前後にやらなければならない仕事も多くあり責任は重いです。

印象に残った仕事は？

印象に残った仕事と言うと何か、ハッピーエンドな終わりに思われがちですが、私の場合は逆です。

債務者宅を訪問し面談をしていると債務者の態度が豹変し、部屋の奥から刃渡り30センチ程の柳刃包丁を取り出し「帰れ、帰れ」と私を脅してきました。私は驚いて外に出ると追って来たのです。丁度そばにあった、のぼり旗の棒を取り応戦すると、相手は部屋にもどりました。「警察に連絡しなければ」と思い110番すると20名以上の警官が集まり、私はこちらの状況の方に驚きました。その後、刑事・検事の聴取を受けると言う苦い初体験もしました。私が相手にせず、その場を立ち去れば何事も無かったのでしょうか？、検事から「犯

罪者を一人出してしまいましたネ」と言われ、今でもその言葉が心の隅に残っています。後に聞くと、刃物を持っているという通報だったので、大勢の警官が動員されたそうです。警官が部屋に入ると包丁がそばにあったので、彼はその場で逮捕されました。

調査業界の今後について

サラリーマン生活が長く、この業界を云々いう技量はありません。しかしどんな世界も同じですが、世の中、環境が変われば自分も変わっていかなければ、取り残され、生き残れません。企業も同じだと思います。日々進歩です。

協会に求める事は？

調査料金は一般的に高いです。

原因の一つに、先の仕事の見通し、仕事量が掴めないからだと思います。せめて、継続性のある安定した仕事と電話などによる突発的な依頼を半々にするぐらいが理想です。

また、そのように転換しなければやって行けない時代に入っていると思います。（全て私、個人の考えですが）

いずれ私たちも改善・変革が求められる時が来ると思います。

それをバックアップするのが協会の責務だだと思いますし、やれる協会にならなければならぬでしょう。お互いが切磋琢磨することも重要です。

相談事例集

このページではこれまで都調協会員に寄せられた様々なご相談の中から、印象深いご相談の一例をご紹介します。

(※守秘義務により、相談者名及び担当者名は匿名とさせていただきます。)

—————【ご相談者：お父様 52歳、お母様 48歳（対象者：お嬢様／T美様 19歳）】—————

この春、大学入学を控えたお子様のいらっしゃるご家庭もおありかと思います。社会に羽ばたく為に用意されたモラトリウム。学業に打ち込み、またサークル活動等で友人の輪、ひいては自分の世界をも広げることのできる有意義な時間です。しかし、春のキャンパスには思わぬ「危険」が潜んでいるのです。

この時期、季節の移ろいと共に、大学生のご子息・お嬢様を探したいという「人探し」「家出人調査」のご依頼が非常に多く寄せられます。「ダミーサークル」という言葉をご存知でしょうか？

表面上は自己研鑽・国際交流・ボランティア・大学間交流といったごく普通にありそうな「サークル」なのですが、その実体は、所謂「カルト」と呼ばれる宗教団体であることがあるのです。

勧誘も巧みで、友好・信頼関係が出来上がってきた頃に徐々にその実態を現してきます。特定の教義や教祖に服従させることを目的とし、その為には手段を選ばずに勧誘対象者の思考を停止させるようなマインドコントロール、悪徳・違法行為を繰り返す場合もあるのです。中には、服従・洗脳を強化する為に集団生活を強要する団体も存在します。

ご相談者のお嬢様であるT美さんも、そのような集団に取り込まれてしまった大学生のひとりでした。

心を弾ませ新しい学生生活を始めたT美さんでしたが、日を迫うごとに徐々に表情が曇りがちになっていったとのことでした。

そして「サークルの合宿がある」と、頻繁に家を空けるようになりました。

不安をおぼえたご両親が、サークルの内容を詳しく訊こうとすると泣き出してしまいます。

それは今まで快活に何でも話してくれていたT美さんとは明らかに異なる様子…。

ご両親の不安が大きくなってきた矢先のこと、突然、T美さんは家を出て行ってしまったのです。

心当たりの場所や友人関係は全てあたり、警察にも届けを出し、探しあぐねて調査を依頼された時には、ご両親共に憔悴しきった様子でした。

「なぜ事前に阻止できなかったのか…」とご自

分達を責め続けるご相談者に対し、大学生に多い家出原因を説明し、前向きな気持ちを強く持ってくださいようアドバイス致しました。

家出人調査の中には対象者が命を絶つ恐れのあるケースもあり、一刻も早い着手、そして迅速な解決が必要です。

調査業者は経験に裏打ちされたプロファイリングのプロです。

ご相談を受け、すぐに調査に着手し丹念かつスピーディな調査を積み重ね、無事T美さんを発見するに至りました。

あるカルト団体の巧みな勧誘に取り込まれてしまっていたT美さんは誰にも相談できず、その団体の一員として集団生活をさせられていたのです。

そのままの環境に身を置いていては、学生生活の貴重な時間と人生の選択肢をすべて失くしてしまうところでした。

私どものアドバイスに沿ってT美さんは無事その団体を脱し、今は心身共に健全で平穏な生活を取り戻し、かけがえのない学生生活を謳歌しています。

私ども探偵業者は豊富な経験値に基づいた高い調査スキルと情報分析能力を持っております。これからもご相談者のお気持ちを汲み取り、的確なアドバイスを提供してまいります。



特集

ストーカー幫助とにならないために

2012年11月、神奈川県逗子市で起きたストーカー殺人事件などに端を発し、多発する調査トラブルなど、現状の規制が被害防止に役立っていないことや、探偵業のあり方が問題となっています。

当協会としてもこのような事件に対し、ストーカー幫助とにならないよう、契約段階での未然防止が必要と考えます。

そこで、下記の項目に当てはまる相談者との所在調査や素行調査の調査委任契約に際しては十分ご注意ください。

- ☐ 配偶者や恋人なのに写真が一枚も無い。
- ☐ 面談や本人確認資料の提示を拒む。
- ☐ 金ならいくらでも出せるという。
- ☐ 調査対象者の行動は常に把握しているという根拠が不明。
- ☐ お金を貸しているというのに借用書が無い。
- ☐ 彼女（彼）は犯罪に巻き込まれているに違いないから、早く助けたいという。
- ☐ 敢えて自分の居住地や調査対象地域から離れた場所の業者に依頼する。
- ☐ 依頼の理由やこれまでの経緯を訊ねると、辻褄が合わない。
- ☐ 相手の誕生日に偶然を装って会いたいという。
- ☐ お世話になった人に贈り物をしたい。
- ☐ 相談員と目を合わせようとしない。

その他、被害妄想や挙動不審など精神面での異常が見受けられる相談者との契約は、締結しないことが賢明です。

ストーカー等の犯罪被害者を生みだすことのないよう、互いに注意喚起して参りましょう。



特集

メディア実績

～フジテレビ「ハンゲキ！」出演～

昨年の10月14日に、都調協広報企画委員長の白鳥泰彦氏と日頃から協会活動にご協力をいただいております溝呂木雄浩弁護士がフジテレビ系列の「ハンゲキ！」に出演しました。



【番組内容】

ネットオークションを利用し、百貨店系商品券を安値で販売。数回の取引で安心し、まとまった数量を注文し、代金を振り込むと商品券が送られて来ず音信不通に。

現代のネット社会を反映した取り込み詐欺が多発。全国に点在する被害者のため、弁護士と探偵が直接詐欺師（被疑者）と対決する。

〔スタジオ風景〕



特集

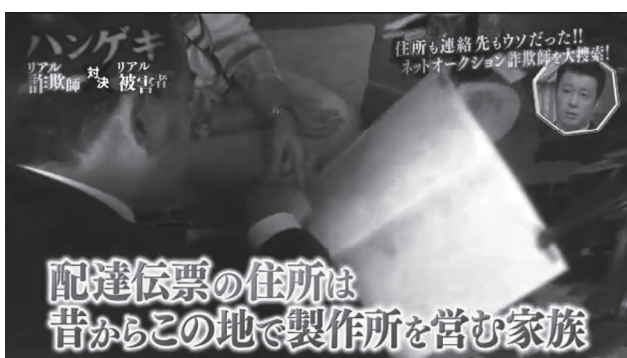
〔白鳥氏の紹介シーン〕 東京都調査業協会をテロップとナレーションで入れてもらいました。



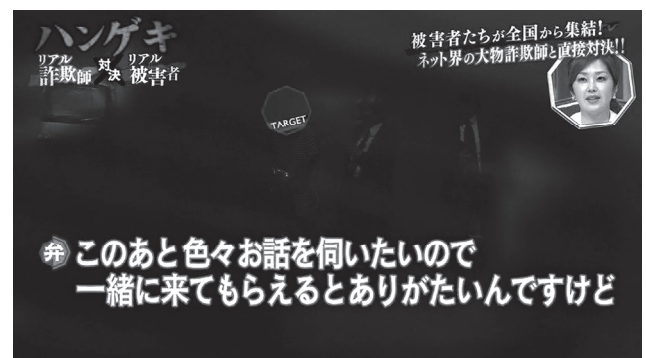
〔被疑者を搜索中〕 地元の探偵から情報提供を受ける白鳥氏



〔被疑者を搜索中〕 地元で聞き込み調査をする白鳥氏



被疑者の住所が判明し、自宅前で話し合いに参加するよう呼びかける溝呂木弁護士（画面中央）



特集

〔直接対決〕 会議室への呼び出しに成功



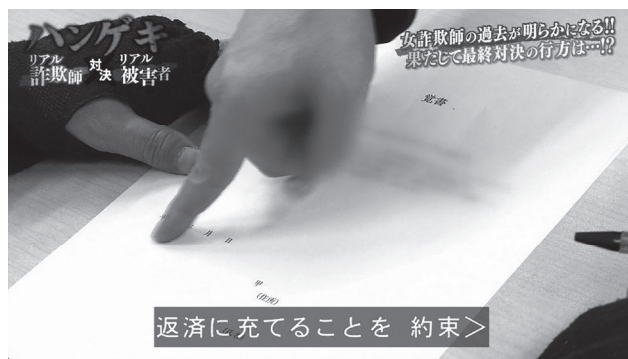
〔嘘 VS 調査力〕 画面右端が溝呂木弁護士



〔数々の証拠〕 調査で得た様々な物証により、詐欺師（被疑者）の嘘へ反論



〔詐欺を認めさせる!〕 ようやく詐欺を認め、被害者への返金を約束



【広報企画委員長 白鳥氏より】

特殊詐欺の認知件数は増加の一途を辿り、いっこうに終息する気配がございません。
当協会では公益活動の一環として、詐欺被害救済を目的とする様々な事業（消費者セミナー等）を展開しております。
今回のテレビ出演は、被害者救済はもちろんですが、番組を見た犯罪者予備軍への抑止力になればとの願いもございます。
今後も様々なメディアを通じ、当協会の活動を全国の視聴者へアピールし、広く認知していただけるよう、積極的に露出を増やしてまいります。

都調協のあゆみ

一般社団法人 東京都調査業協会のあゆみ

東京都調査業協会は、1986年(昭和61年)10月に、日本調査業協会の「東京支部」として発足しました。翌年、国鉄民営化がスタートした年に、『東京都調査業協会』と名称を変え、さらにその翌年、日本調査業協会は公益法人「社団法人日本調査業協会」となりました。

東京都調査業協会の会員であることは、調査業会で唯一の政府許可を得た公的団体「社団法人日本調査業協会」の加盟員でもあるということです。東京都調査業協会は、会員に対し、道徳と倫理の徹底や技術と知識の質的向上を図るために、毎年定期的な教育研修会を実施しております。

協会は、「中央、城東、城西、城南、城北、西東京」の6つの支部からなり、それぞれの地域における支部活動、社会貢献、啓蒙活動などを実践しております。

当協会では平成元年に「法制化特別対策委員会」が設置され、さらに平成6年には、「業法制定特別委員会」を設置して、調査業の法制化に向けた活動が始まりました。その後、新年会や教育研修会には、警視庁などから来賓をお招きし、ご指導をいただいております。

国会では、平成11年に探偵業の必要性が取り上げられ、その後、山本拓議員を座長とする「調査業に関するワーキングチーム」が結成され、平成18年6月に当協会念願の「探偵業法」が国会で成立する運びとなりました。

同年には、衆議院議員山本拓先生による「探偵業制定の講演」、衆議院議員葉梨康弘先生による「探偵業法に関しての解説」の他、弁護士や有識者による説明会を開催してまいりました。

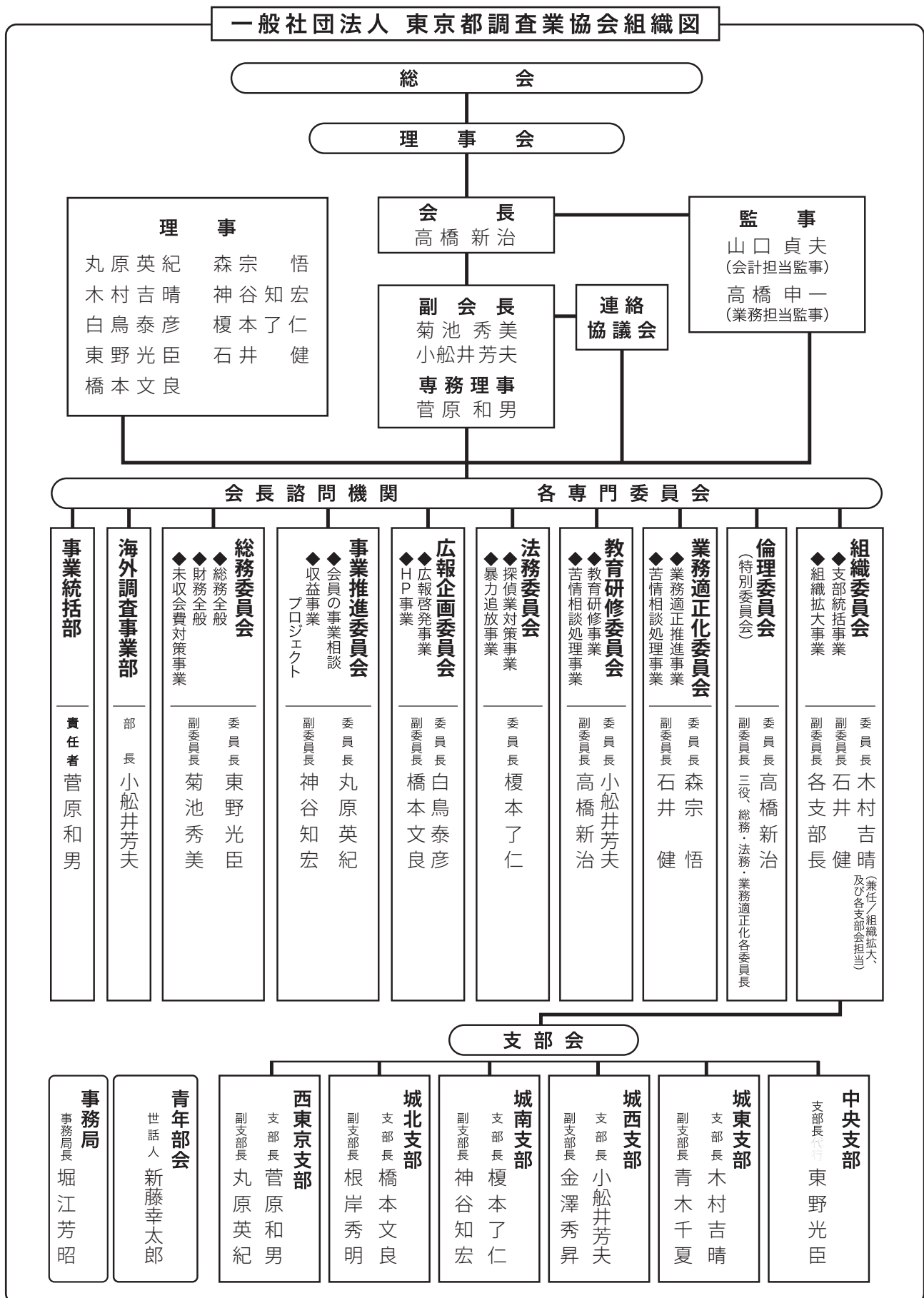
平成19年6月1日に「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行され、全国の所轄警察署において探偵業者の届け出が開始されました。

平成22年11月、公益社団法人化を目指して、一般社団法人東京都調査業協会を登記。平成23年2月、臨時総会において一般社団法人への移行が全会一致で可決されました。そして平成23年4月1日から一般社団法人東京都調査業協会として活動しております。

一般社団法人東京都調査業協会は、消費者の安全と社会貢献を目標に掲げ、会員に対する支援事業や苦情処理業務ならびに業務改善の指導を徹底して実践し、探偵興信業界の健全化のためにさらに活動を続けてまいります。



協会組織図



一般社団法人

日本調査業協会倫理綱領

一、職責自覚

加盟員は、業務の社会的使命を自覚して、職務を誠実公正に行うと共に国民生活に寄与するよう心掛けなければならない。

二、信義誠実

加盟員は、調査は誠実に行って、正確を期し、料金は適正とし業者としての信義を重んじなければならない。

三、法令遵守

加盟員は、業務の遂行に当たっては常に法令を遵守すると共に、社会常識を逸脱することのないようにしなければならない。

四、人権尊重

加盟員は、常に人権の尊重、擁護に配意し、他人の名誉権益を毀損したり、部落差別調査を行ったりしてはならない。

五、秘密保持

加盟員は、業務上知り得た人の秘密をみだりに他人に漏洩したり発表してはならない。

六、自己研鑽

加盟員は、常に人格を磨き、業務の知識技能の向上に努めなければならない。

七、融和協調

加盟員は、相互に融和協調を計り、団結して業界の発展に努めなければならない。

一般社団法人

日本調査業協会自主規制

一、基本的人権に関わる調査は絶対にこれを受件しない。

二、いわゆる「別れさせ屋」に準じた事案については絶対にこれをしてしない。

三、電話番号のみから加入権者の架設住所・氏名の不正手法による情報入手は絶対にこれをしてしない。

四、いわゆる犯罪歴などについての風評以外の不正手法による情報入手は絶対にこれをしてしない。

五、借入れの事実について金融機関等での不正手法による情報入手は絶対にこれをしてしない。

六、調査結果について誇大、虚偽の報告は絶対にこれをしてしない。

七、その他、不適正な広告掲載や非合法と思われる営業活動及び調査手法は絶対にこれをしてしない。

広

告

欄



謹賀新年

一般社団法人 東京都調査業協会



レストルジャパン21株式会社

代表取締役 石井 健

TEL03-5820-1884

東京都千代田区岩本町1-6-7 宮沢ビル7F

株式会社 調査のニッピ

代表取締役 木村 吉晴

TEL03-3879-6710

東京都足立区千住大川町14-5

京葉総合リサーチ

代表 森宗 悟

TEL03-3672-0780

東京都江戸川区南小岩5-20-10

株式会社 MR(東京本部)

代表取締役 宗万 真弓

TEL03-5396-2444

東京都豊島区東池袋1-47-3 1F

株式会社 アール・アンド・アイ

代表取締役 徳島 暁

TEL03-5798-4688

東京都品川区東五反田1-10-7 AIOS五反田ビル

株式会社 TMR

代表取締役 高橋 新治

TEL03-3219-5391

東京都千代田区神田錦町3-15

ヒューマン探偵事務所

代表 白鳥 泰彦

TEL03-3780-4880

東京都渋谷区恵比寿西1-8-10 EBISU高橋ビル4F

株式会社 麻布リサーチ

代表取締役 菊池 秀美

TEL03-3222-6611

東京都千代田区九段北1-9-5 朝日九段ビル806号

総合調査オフィス・エスケー

代表 菅原 和男

TEL042-551-7669

東京都福生市福生875-3 310

オハラ調査事務所

代表取締役 小船井 芳夫

TEL03-3374-0021

東京都新宿区西新宿4-32-4 6F

株式会社 離婚探偵事務所

代表取締役 神谷 知宏

TEL03-5437-5455

東京都品川区西五反田2-15-10 グリンデル五反田703





謹賀新年

一般社団法人 東京都調査業協会



東京都調査業協会顧問



弁護士 小名雄一郎

〒107-0052
東京都港区赤坂1-1-17 細川ビル802号

TEL 03-3583-6277
FAX 03-3583-6547

渋谷青山法律事務所



所長 岩尾 光平 弁護士

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1-12-2 クロスオフィス渋谷4F

TEL 03-6427-3462
FAX 03-6427-3463

●●●●● 新入会員のご紹介 ●●●●●

昨年（7月～12月）、一般社団法人東京都調査業協会に入会された新会員の皆様を紹介致します。

ブレインバンク株式会社（平成26年8月1日入会）〔都103〕

代表取締役 傳田 岳人 氏

〒164-0012 東京都中野区本町6-6-3

TEL 03-5342-2515 FAX 03-3380-1105

株式会社新宿総合興信所（平成26年10月1日入会）〔No.2395〕

〒169-0073 東京都新宿区百人町1-20-3 新宿渡辺ビル201

代表取締役 吉岡 秋市郎 氏

TEL 03-5989-1547 FAX 03-5989-1548

【賛助会員】

ITAL NIPPON

代表 ラッファエーレ・マラーノ 氏（平成26年11月1日入会）〔都賛001〕

編集後記

あけましておめでとうございます。

昨年の秋、広報として初めてテレビに出演させていただきました。弁護士、被害者とともに詐欺師と直接対決する内容で、業界のイメージアップにもつながったと自負しております。

今後も積極的にメディアを活用し、協会の認知を高めるとともに、会員の皆様の事業へ貢献できるよう努めてまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 東京都調査業協会
広報企画委員長／白鳥 泰彦

【広報企画委員会】 委員長／白鳥 泰彦（城南支部）
副委員長／橋本文良（城北支部）
委員／横山 和子（城南支部）
東野 光臣（中央支部）



【表紙】ヤブツバキ／撮影者：屋仲 正剛 氏（東京都調査業協会元会長）

ヤブツバキ（藪椿、学名:Camellia japonica）は、ツバキ科ツバキ属の常緑樹で照葉樹林の代表的な樹木。日本内外で近縁のユキツバキから作り出された数々の園芸品種、ワビスケ、中国・ベトナム産の原種や園芸品種などを総称的に「椿」と呼ぶ。花言葉は「控えめな優しさ」「控えめな素晴らしさ」「控えめな美」など。”控えめ”がつくこの花言葉は、ツバキの花に香りが無いことに由来するといわれる。（一部Wikipediaより転用）

消費者調査サポートセンターのご案内

一般社団法人東京都調査業協会では、消費者の皆様から調査に関するご相談、ご依頼を承る『消費者調査サポートセンター』を設置しております。

この『消費者調査サポートセンター』では、当協会において一定の基準を満たした優良な会員がご相談を担当させていただきます。

下記フリーダイヤルにお気軽にご相談下さい。

調査に関するご相談は・・・

消費者調査
サポートセンター

専用フリーダイヤル

トーク ヨクマル

0120-109-490

東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル402号 一般社団法人東京都調査業協会 事務局内



Tokyoto Investigation Service Association

一般社団法人
東京都調査業協会
【事務局】東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル402号
TEL 03(3861)2301(代表)

平成27年1月20日発行 第93号
発行所 一般社団法人東京都調査業協会
発行人 高橋新治
編集人 白鳥泰彦
制作 (有)アイ・エム・プランニング
定価 315円

都調協だより

2015.1 No.93



一般社団法人 東京都調査業協会



『東京都関連特定失踪者』の情報を求めます

これらの方々には、東京都に住んでいる可能性に、
または東京都から失踪した方々です。
この中には、北朝鮮に拉致された可能性のある方が含まれています。

東京へ、帰せ！

ずっと心配しています。拉致事件事故：

ご家族は一刻も早い再会を待ち望んでいます。

これらの方々を見たことのある方

これらの方々について情報をお持ちの方



拉致被害者

身元調査

差別につながる

なくそう！

就職や結婚のときに、出身地や家族の状況を調べる身元調査は、差別につながるおそれのあるものです。こうした身元調査をなくしましょう。